相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県黒石市大字横町二一番地、最後の住所青森県黒石市大字横町一三番地一

被相続人　亡　澤井　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

青森県弘前市大字百石町三二番地九　エムズ・スクエア二階　弘前はるかぜ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菱谷　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字小坂字小坂一〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　卓夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

事務所福島県福島市宮下町七番一六号渡辺健寿法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　健寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下野市石橋三七九番地、最後の住所栃木県下野市下古山一丁目一六番地九

被相続人　亡　芝田　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

栃木県小山市駅東通り三丁目三三番地一一

相続財産管理人　弁護士　小野民樹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北五丁目六五番地、最後の住所千葉県船橋市習志野台八丁目二三番五号

被相続人　亡　岩瀬　武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

千葉県船橋市本町一丁目二六番二号船橋Ｓビル四階　葛南総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　越川新太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市伊勢宿九番、最後の住所千葉県市川市塩焼三丁目三番一二号

被相続人　亡　石川　成秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

事務所千葉県船橋市本町二―一―三四船橋スカイビル四階船橋本町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小島　千鶴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区元町五丁目一八五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　牧野　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一一号ミツハマビル四階

相続財産管理人　弁護士　牧浦　義孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港北区日吉本町四丁目一番、最後の住所横浜市港北区樽町三丁目七番七〇―三二〇号

被相続人　亡　廣岡　賢二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

横浜市中区南仲通三―二六　カーニープレイス横浜関内七階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区殿町三丁目一〇番、最後の住所川崎市川崎区殿町三丁目一〇番二号

被相続人　亡　陣内ミヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

静岡県静岡市清水区草薙一―八―二二岩崎西ビル二階　静岡ひがし法律事務所

相続財産管理人　弁護士　酒井田　努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区大谷三四五九番地八、最後の住所静岡県静岡市駿河区大谷三四五九番地の八

被相続人　亡　藤森あさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

事務所静岡県静岡市葵区紺屋町一一番一九号　静鉄紺屋町ビル七階　静岡紺屋町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　落合　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍あま市上萱津上野七八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　武藤　幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

名古屋市瑞穂区瑞穂通二丁目二番二号サニーストン瑞穂四〇二号

相続財産管理人　弁護士　山内　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区阪南町三丁目三五番地、最後の住所大阪府松原市岡五丁目二番一号

被相続人　亡　岩切　弘満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市富田町五丁目二三一五番地、最後の住所大阪府高槻市富田町五丁目一四番一一号

被相続人　亡　堀　重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階

相続財産管理人　弁護士　井上　賢

第５期決算公告

平成26年11月11日　広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

ツネイシヒューマンサービス株式会社

代表取締役　粟根　祐司

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	285,544	流動負債	359,596
固定資産	1,356,493	固定負債	1,063,306
		役員退職慰労引当金	15,937
		執行役員退職給付引当金	4,558
		株主資本	219,136
		資本金	20,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	189,136
		その他利益剰余金	189,136
		（うち当期純利益）	(5,449)
資産合計	1,642,038	負債・純資産合計	1,642,038